

## 1 作成の目的

愛知県産業連関表は、産業構造や産業部門間の相互依存関係など県経済の構造を総合的に把握するために作成したものであり、各種係数を用いて産業連関分析を行うことにより、経済構造の分析等に利用できます。

本県においては、昭和28年度表を始めとし、過去9回作成していますが、今回、最新の表として平成23年（2011年）表を作成しました。

## 2 表の概要

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 対象年次       | 平成23暦年（2011暦年）      |
| (2) 表の形式       | 地域内表                |
| (3) 価格評価       | 生産者価格評価表            |
| (4) 消費税の評価方法   | グロス表（税込み表）          |
| (5) 移輸入品の取り扱い  | 競争移輸入型              |
| (6) 副産物、屑の取り扱い | ストーン方式（発生部門にマイナス計上） |

## 3 部門分類

各部門は「生産活動単位」による分類であり、「商品×商品」の表です。

分類	＜平成23年産業連関表（総務省編）との相違点＞
基本分類 列397×行518部門	平成23年産業連関表（総務省編）と同じ部門数で推計しています。
統合小分類 列188×行188部門	二輪自動車をその他の自動車に含めています。 写真感光材料をその他の化学最終製品に含めています。
統合中分類 列110×行110部門	その他の輸送機械・同修理を航空機・同修理とその他の輸送機械・同修理に分けています。 建築を住宅建築と非住宅建築に分けています。 商業を卸売と小売に分けています。 貨物利用運送を道路輸送に含めています。
統合大分類 列43×行43部門	農林水産業を農業と林業と漁業に分けています。 輸送機械を自動車と航空機とその他の輸送機械に分けています。 プラスチック・ゴムをプラスチック製品とゴム製品に分けています。 陶磁器を窯業・土石製品から特掲しています。

## 4 利用上の留意点

### (1) 「調整項」部門の取扱い

平成23年表までは、「移輸出計」の1部門でしたが、あくまで国内の流通過程で発生したものを計上する部門であることから、「移輸出計」の内訳から外し、「県内需要」の1部門として位置付けを変更しました。但し、「調整項」は輸出に係わる消費税還付分であり、概念上移輸入はあり得ないので、移輸入率を計算する際は県内需要から「調整項」を控除して計算しています。

## (2) 「公的金融（FISIM）」 「民間金融（FISIM）」部門の取扱い

平成 23 年表では 93、08SNA に沿って FISIM を導入し、帰属利子方式を採用していることにより生じていた産業連関表上のバランス調整の問題の解消及び日本標準産業分類との整合性を図っています。

当部門は、平成 17 年表では、「公的金融（帰属利子）」 「民間金融（帰属利子）」として、生産額は「帰属利子」＝「貸付金に対する受け取り利子」－「預貯金に対する支払利子」として、帰属計算を行い計上してきましたが、「FISIM」生産額は、概念上は「借り手側 FISIM」＋「貸し手側 FISIM」で計上されます（「借り手側 FISIM」は、「貸出残高総額」×（「運用利子率」－「参照利子率」）、「貸し手側 FISIM」は、「預金残高総額」×（「参照利子率」－「調達利子率」）で計算されます）。

また、自動車ローン及び教育ローン等の住宅ローン以外の家計向けローンについては、平成 17 年表では 63SNA の概念上、中間需要部門に産出することになっていたため、家計消費支出への産出は行わず分類不明に産出していましたが、平成 23 年表では、FISIM の概念を導入することにより、家計消費支出に産出しています。

## 5 特別調査について

産業連関表の作成に際し、商品の県際取引を示す移出、移入を把握するために次の特別調査を行いました。

### (1) 調査の種類

#### 商品流通調査

製造業部門で生産された商品の都道府県間における商品流通状況を明らかにするために、経済産業省が平成 24 年度に実施した商品流通調査の追加調査として行いました。

### (2) 調査期日

商品流通調査：平成 24 年 7 月 2 日

### (3) 調査方法

郵送調査

### (4) 調査対象数及び回収状況

	調査対象数	回収数	回収率（休廃業等 12 件を除く）
商品流通調査	1,453	633	43.9%

## 6 部門別概念及び推計方法

### (1) 生産額の推計方法

生産額は、基本分類により推計しましたが、ここでは統合小分類（188 部門）の推計方法について概略を記述します。

※188 部門統計表(平成 23 年表)は、インターネット(Web 統計あいち)で提供しています。

部 門 名	推 計 方 法	主 な 推 計 資 料
農業 (0111～0131)	主に生産数量×単価で推計した。	東海農政局 業務資料 農林水産省 「野菜生産出荷統計」 「農林水産省統計表」
林業 (0151～0153)	主に全国の生産額を生産数量の対全国比で按分した。	林 野 庁 「林業統計要覧」 農林水産省 「生産林業所得統計報告書」
漁業 (0171～0172)	同上	農林水産省 「漁業・養殖業生産統計年報」
鉱業 (0611～0639)	主に経済産業省より提供を受けた「経済センサス組替集計結果」02表を用いて推計した。	総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」
製造業 (1111～3921)	製造業については、主に経済産業省より提供を受けた「経済センサス組替集計結果」05表、「生産動態統計組替集計結果」を用いて推計した。  再生資源回収・加工処理については、経費の側面から各種リサイクル料金等を参考に、再生資源にかかる回収加工経費を計上した。	総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」 経済産業省 「生産動態統計組替集計結果」  総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」 (財)家電製品協会 「家電リサイクル年次報告書」
建設業 (4111～4191)	主に全国生産額を工事の出来高ベースの対全国比で按分した。	国土交通省 「建設総合統計年度報」 「建築統計年報」 「建設工事施工統計調査報告」
電力・ガス・水道 電力 (4611)	事業用電力：営業収益 自家発電：本県使用電力量の全国比	資源エネルギー庁 「電気事業便覧」 県統計課 「財政収支調査」
都市ガス (4621)	営業収益	資源エネルギー庁 「ガス事業年報」
熱供給業 (4622)	積み上げにより推計した。	県統計課 「財政収支調査」
水道業 (4711)	上水道・簡易水道：営業収益－受水費 工業用水：営業収益－受水費を試算値として他部門との整合性を考慮して推計した。 下水道：積み上げにより推計	県市町村課 「市町村の公営企業のあらまし」 県企業庁決算書 県歳入歳出決算書
廃棄物処理 (4811)	公営分については、積み上げにより推計し、産業分については、全国生産額を事業従事者数の対全国比で按分した。	県市町村課 「市町村の行財政のあらまし」 総務省 ・経済産業省 「経済センサス-活動調査」

部 門 名	推 計 方 法	主 な 推 計 資 料
<b>商業</b> (5111～5112)	民間分 年間販売総額×マージン率  公的分 各決算書から（売上高－売上原価）を計上し、暦年換算。	県統計課 「あいちの商業」 経済産業省 「商業販売統計年報」 財務省 「財政金融統計月報（法人企業統計年報特集）」 県統計課 「財政収支調査」 県市町村課 「市町村の公営企業のあらまし」 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部資料
<b>金融・保険</b>		
金融 (5311)	FISIM産出額＋民間金融と公的金融の受取手数料 FISIM産出額＝借り手側FISIM＋貸し手側FISIM ※借り手側FISIM＝運用利子率－参照利子率 ※貸し手側FISIM＝参照利子率－調達利子率	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部資料 日本銀行 「金融経済統計月報」 東海財務局 業務資料
保険 (5312)	生命保険は、全国生産額を保有契約高の対全国比で按分した。 損害保険は、全国生産額を新規契約保険料の対全国比で按分した。	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部資料 日本郵政ホームページ
<b>不動産</b>		
不動産仲介及び賃貸 (5511)	全国生産額を事業者数数の対全国比で按分した。	総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」
住宅賃貸料 (5521)	帰属家賃：平均家賃×住宅床面積×持家比率 住宅賃借料：家賃総額－帰属家賃額	総務省 「住宅・土地統計調査」 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部資料
<b>運輸・郵便</b>		
鉄道旅客輸送 (5711) ～道路貨物輸送 (5722)	積み上げにより推計した。	県統計課 「財政収支調査」
自家輸送（旅客自動車） (5731)  ～郵便・信書便 (5791)	主に全国生産額を各推計資料により対全国比で按分した。  郵便・信書便：積み上げにより推計した。	国土交通省 「陸運統計要覧」 「港湾統計」 「空港管理状況調書」 「航空輸送統計年報」 「倉庫統計季報」 総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」 総務省・経済産業省 「経済センサス-基礎調査」 「経済センサス-活動調査」 県統計課 「財政収支調査」
<b>通信・放送</b>		
電気通信 (5911) ～映像・音声 ・文字情報制作 (5951)	電気通信、その他の通信サービスは、全国生産額を各推計資料により対全国比で按分した。 放送は積み上げにより推計した。  情報サービス、インターネット附随サービスは主に「経済センサス組替集計結果」019表を用いて推計した。 映像・音声・文字情報制作は全国の生産額を事業者数で按分した。	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部資料 経済産業省 「第3次産業活動指数」 県統計課 「財政収支調査」 総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」 総務省・経済産業省 「経済センサス-活動調査」

部 門 名	推 計 方 法	主 な 推 計 資 料
公務 (6111～6112)	積み上げにより推計した。	地方財務協会 「地方財政統計年報」 県統計課 「財政収支調査」 県歳入歳出決算書 県市町村課 「市町村行財政のあらまし」 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部資料
サービス 学校教育 (6311) ～その他の非営利団体サービス (6599)	主に全国生産額を各推計資料により対全国比で按分した。	文部科学省 「地方教育費調査」 「学校基本調査報告書」 「学校基本調査」 「社会教育調査」 総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」 総務省 「経済センサス-基礎調査」 ・経済産業省 「経済センサス-活動調査」 厚生労働省 「医療費の動向」調査 「介護保険事業状況報告書」 県統計課 「財政収支調査」
物品賃貸業（貸自動車業を除く。）(6611) ～その他の対個人サービス (6799)	主に全国生産額を各推計資料により対全国比で按分した。	総務省 「経済センサス-活動調査組替集計結果」 総務省 「経済センサス-基礎調査」 ・経済産業省 「経済センサス-活動調査」
事務用品 (6811)	事務用品（行）の産出総額を生産額とした。	

## (2) 最終需要部門の概念・定義及び推計方法

### 家計外消費支出（列）（7111）

#### <概念・定義>

粗付加価値部門の家計外消費支出（行）（7111）を参照。

#### <推計方法>

各部門の家計外消費支出（行）の投入額合計を全国表の消費パターンで分割した。

### 家計消費支出（7211）

#### <概念・定義>

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

#### <推計方法>

コンバータを用いて家計調査から一世帯当たり消費支出ベクトルを作成し、世帯数、補正比率を乗じて購入者価格ベースの消費支出額を推計した。この推計値を生産者価格に転換し、県民経済計算、全国表と比較検討し、修正したものを一次推計値とした。バランス調整の段階でさらに修正を加えて、最終推計値とした。

## 対家計民間非営利団体消費支出（7212）

### <概念・定義>

対家計民間非営利サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、私立学校の授業料）を差し引いたもの（自己消費額）である。

### <推計方法>

行部門の県内生産額に、全国表における当該行部門の国内生産額に占める対家計民間非営利団体消費支出額の比率を乗じて、推計値とした。

## 一般政府消費支出（7311）

### <概念・定義>

対家計民間非営利団体消費支出と同様、一般政府に分類される政府サービス生産者の生産額から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、国立学校の授業料）を差し引いたもの（自己消費額）である。なお、家計への教科用図書の現物給付、医療及び介護の保険給付等は本部門に含まれる。

### <推計方法>

全国表の列構成額に生産額の本県シェアを乗じたものを県民経済計算と比較検討し、修正を加えて一次試算値とした。バランス調整の段階でさらに修正を加え最終推計値とした。

## 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）（7321）

### <概念・定義>

粗付加価値部門の資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）を参照。

### <推計方法>

粗付加価値部門の資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）と同額を計上した。粗付加価値部門の資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）については、全国表の当該部門の投入額と生産額との比率より求めた。

## 県内総固定資本形成（公的）（7411）

### <概念・定義>

政府サービス生産者及び公的企業による県内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得であり、この資産の取引に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取り付けマージン等直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、購入費全体を計上するのではなく、土地の造成、改良費のみが計上される。

なお、固定資産は耐用年数1年以上で、単価10万円以上のものを基本としている。

### <推計方法>

公共事業、建設については、行部門の県内生産額を積み上げて推計値とした。その他の部門については、非建築投資額計の本県シェアを全国表の列構成額に乗じて推計値とした。

## 県内総固定資本形成（民間）（7511）

### <概念・定義>

「県内総固定資本形成（公的）（7411）」と同じである。資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、建物・構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

### <推計方法>

全国表の付帯表である固定資本マトリックス表（民間）を用いた。製造業についてはこのマトリックス表の部門別の投資額（タテの合計）に、「経済センサス組替集計」08表から計算した有形固定資産取得額に係わる対全国比を乗じて県の製造業部門別の投資額とし、非製造業は県民経済計算の産業別民間設備投資額の暦年換算値を県の非製造業部門別の投資額とした。

次にこれを固定資本マトリックス表（民間）の資本財の投入構成により分割し、各部門の資本財別投入額を算出した。これをヨコ方向へ足しあげたものを民間固定資本形成の一次試算値とした。これにバランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とした。

## 在庫純増（7611）

### <概念・定義>

生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなり、各在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

### <推計方法>

推計は、以下のとおりそれぞれの在庫ごとに行い、求めた計数を一次試算値として、バランス調整の段階で修正を加えた。

#### ・生産者製品在庫純増

製造業部門については、「経済センサス組替集計」の05表の計数を利用し、農林水産業については、全国表の生産者製品在庫純増額を生産額の対全国比で按分して求めた。

#### ・半製品・仕掛品在庫純増

「経済センサス組替集計」の05表の計数を利用した。

#### ・流通在庫純増

全国表の各部門の流通在庫純増額に、部門ごとの県内需要額（調整項を除く）の対全国比を乗じて求めた。

#### ・原材料在庫純増

全国表の各部門の原材料在庫純増額に、部門ごとの内生部門計の対全国比を乗じて求めた。

## 調整項（7711）

### <概念・定義>

輸出業者を経由する、輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については、消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で、消費税は課されているため、輸出業者は課された消費税分の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の県内生産額は、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

#### <推計方法>

調整項については、下式により推計した。

$$\text{県表調整項} = \text{県表輸出（普通貿易）} \times \text{調整項（全国）} / \text{全国表輸出（普通貿易）}$$

以上の試算値を基に、バランス調整の段階で修正を加えた。

#### 輸出（8011）、（控除）輸入（8511）

##### <概念・定義>

「輸出（8011）」、「（控除）輸入（8511）」はそれぞれ普通貿易と特殊貿易に分けられる。

普通貿易は、「本県居住者と日本国非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

特殊貿易は、「本県居住者と日本国非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」と規定する。

##### <推計方法>

輸出（普通貿易）の推計は、製造業については、主に産業連関表特別調査（商品流通調査）により財別の輸出率から算出しているが、あまりにも輸出が過大（過小）と考えられる部門、非製造業については、全国表の普通貿易額に生産額の対全国比を乗じて算出したものを一次推計値とした。バランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とした。

輸入（普通貿易）の推計は、生産額の対全国比を乗じて一次推計値とし、バランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とした。

輸出（特殊貿易）の推計は、主に全国表の各部門の特殊貿易の額に「宿泊旅行統計調査」から得られる全国と本県の外国人宿泊者数の比率を用いて按分することによって推計したが、得られた数値が生産額を上回ってしまった部門等は生産額の対全国比を乗じて一次推計値とした。バランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とした。

輸入（特殊貿易）の推計は、主に「出入国管理統計」から得られる出国日本人の全国計と本県の人数の比率によって、全国値を按分することによって推計したが、得られた数値が生産額を上回ってしまった部門等は生産額の対全国比を乗じて一次推計値とした。バランス調整の段階で修正を加え、最終推計値とした。

#### 輸出（直接購入）（8012）、（控除）輸入（直接購入）（8512）

##### <概念・定義>

「本県居住者家計による海外及び日本国非居住者による県内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

##### <推計方法>

輸出（直接購入）は、輸出（特殊貿易）と同じ推計方法による。

輸入（直接購入）は、輸入（特殊貿易）と同じ推計方法による。

#### （控除）関税（8611）、（控除）輸入品商品税（8711）

##### <概念・定義>

税関通過の際に貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいてかけられる関税と、国産品の場合と同様に内国消費税としてかけられる輸入品商品税は、輸入品を国産品価格と同一水準で評価し、各需要部門における取引関係を明らかにするために設けた部門である。



#### 〈推計方法〉

推計は次式により一次試算値とし、バランス調整の段階で修正を加え、最終計数値とした。

県部門別関税額＝県部門別輸入額（普通貿易）

×全国表部門別関税率（部門別関税額／部門別輸入額（普通貿易））

県部門別輸入品商品税額＝県部門別輸入額（普通貿易）

×全国表部門別輸入品商品税率（部門別輸入品商品税額／部門別輸入額（普通貿易））

#### 移出（8111）、（控除）移入（8811）

##### 〈概念・定義〉

移出、移入は全国表にはなく、県表などの地域産業連関表における固有な部門である。移出とは、県内で生産された財・サービスが日本国内の県内以外の都道府県で消費・投資された額であり、移入とは、日本国内の県内以外の都道府県で生産された財・サービスが県内に搬入され、消費・投資されたものである。流通過程での単なる県際間の通過は移出入とはならない。ただし、商業マージン、貨物運賃、倉庫保管料等の流通に要した諸経費については、取扱業者の所在地から需要地への移出入として処理される。

##### 〈推計方法〉

移出のうち製造業については、主に産業連関表特別調査（商品流通調査）により財貨別の県外出荷率から算出した。農林水産業及び鉱業については、国土交通省の「貨物地域流動調査」をもとに移出率を計算したが、得られた数値があまりにも過大（過小）と考えられる場合には（国内需要額－県内需要額）と国内需要額の比を（県生産額－県輸出額）に乗じて一次推計値とした。商業及び貨物運送については、県の各部門の移出額に国の商業マージン・運賃率を乗じて県の商業マージン・運賃額とし、対応する部門に計上した。それぞれバランス調整の段階で修正を加えて最終推計値とした。

その他の産業の移出及び移入については、基礎資料が少ないため残差処理をし、純移出額又純移入額として計上した。

#### (3) 粗付加価値部門の概念・定義及び推計方法

粗付加価値部門の推計は、全国表の投入係数を使って試算した数値を一次試算値として、バランス調整の段階で修正を加えた。

#### 家計外消費支出（行）（7111）

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く）、交際費、接待費及び出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。

県民経済計算では、企業が生産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費として、内生部門に格付けしている。

#### 雇用者所得

雇用者所得は、県内の民間及び政府等において雇用されているものに対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。

県民経済計算の分配の項目である雇用者所得は県民概念であるが、産業連関表の雇用者所得

は県内概念で把握している。つまり、県内居住者、非居住者を問わず、県内生産に対する雇用者に対して支払われる現金、現物給与であり、県内居住者でも県外で雇用されているものの所得は含まない。また、雇用者所得は従業者のうち有給役員、常用雇用者、臨時・日雇労働者に対する所得を範囲とし、自営業者の所得は営業余剰に含まれている。

雇用者所得は、以下の3項目からなる。

#### 賃金・俸給（9111）

常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金、議員歳費、役員俸給等

#### 社会保険料（雇用主負担）（9112）

全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）、組管管掌健康保険、船員保険、雇用保険、労働者災害補償保険、子ども手当、共済組合、厚生年金基金等に対する雇主負担。

#### その他の給与及び手当（9113）

退職年金及び退職一時金（雇主の積立額）、現物給与、給与住宅差額家賃（雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払い分を控除した額）、社会保険に関する上積給付金、財産形成に関する費用（持家援助に関する費用、財産形成貯蓄奨励金及び給付金等）。

#### 営業余剰（9211）

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払い利子等からなる。個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生しない。営業余剰は産業にのみ発生する。

#### 資本減耗引当（9311）

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

#### 資本減耗引当（社会資本等減耗分）（9321）

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9311 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

#### 間接税（除関税・輸入品商品税）（9411）

財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の

間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

**(控除) 経常補助金 (9511)**

産業振興をはかる、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。